

社会福祉法人青い鳥福祉会  
評議員・理事・監事 報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人青い鳥福祉会（以下「この法人」という。）の評議員及び理事、監事の報酬等に関する事項を定める。

(会議等への参加に対する報酬額)

- 第 2 条 この法人の評議員には、評議員会への参加 1 回につき 5,000 円を支給する。
- 2 この法人の理事には、理事会及び評議員会への参加 1 回につき 5,000 円を支給する。
- 3 この法人の監事には、理事会及び評議員会への参加 1 回につき 5,000 円を支給する。また、監事監査実施に伴う業務については 1 回 10,000 円を支給する。
- 4 第 1 項から第 3 項までの報酬は、職員である理事及び法人業務を行う理事に対しては支給しない。

(法人業務を行う理事の報酬)

- 第 3 条 この法人において、法人業務を行う理事に対して報酬を支給する。
- 2 支給額は、月額 20 万円とする。
- 3 理事長は前項に定める報酬を減額することができる。

(手当)

- 第 4 条 法人業務を行う理事に対しては、期末手当及び通勤手当を支給することができる。
- 2 前項の規定によって期末手当を支給する場合の支給額は、1 年度において月次報酬額の 4 箇月を超えない範囲で、職員の賞与の支給状況等を勘案して理事長が定める額とする。
- 3 通勤手当を支給する場合は、職員の通勤手当に準じて交通費を支給する。

(退職金)

第 5 条 理事には、退職金は支給しない。

(報酬の額の決定)

- 第 6 条 評議員には、定款第 8 条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。
- 2 全理事の報酬総額は、年間 350 万円以内とする。
- 3 全監事の報酬総額は、年間 20 万円以内とする。

(支給日)

第 7 条 評議員及び理事、監事の会議等への参加に対する報酬は、会議等への参加日に支給する。

2 法人業務を行う理事に関しては、報酬及び手当は職員給与支払日と同日に支払う。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の議決を得て行う。

附則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 29 年 6 月 16 日から施行する。

附則

この規程は、平成 30 年 6 月 13 日より施行する。